

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社C営業所（以下「事業場」という。）においてトラック運転手として就労していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、荷物をトラックの荷台から降ろす際に腰に激痛が走り、立っているのも辛くなったという。

請求人は、翌〇日、D病院に受診し「第4腰椎すべり症、腰椎捻挫、急性腰椎症」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対し、療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発症した本件傷病は業務上の理由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の事実の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、要旨、請求人が従事していた配送業務により、平成〇年〇月上旬頃から腰部の症状が出現し徐々に腰部の痛み等が強くなり、同月〇日、トラックの荷台から空箱を降ろす際に腰部に激痛が走り痺れが生じた旨主張している。

(2) ところで、本件傷病を含む腰痛に係る業務上外の判断に当たっては、労働省（現：厚生労働省）労働基準局長が「業務上腰痛の認定基準等について」（昭和51年10月16日付け基発第750号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものとする。

請求人の腰痛は、決定書理由に説示のとおり、その発症状況から非災害性であることは明らかであることから、以下、「災害性の原因によらない腰痛」の認定基準に基づき、検討すると、次のとおりである。

ア 請求人は、平成〇年〇月上旬頃から腰痛を自覚していたとしているところ、認定基準によれば、請求人の腰痛が「腰部に過度の負担のかかる業務に比較的短期間（おおむね3か月から数年以内）に従事する労働者に発症した腰痛」というためには、①おおむね20kg程度以上の重量物又は軽重不同の物を繰り返し中腰で取り扱う業務、②腰部にとって極めて不自然ないしは非生理的な姿勢で毎日数時間程度行う業務、③長時間にわたって腰部の伸展を行うことのできない同一作業姿勢を持続して行う業務、④腰部に著しく粗大な振動を受ける作業を継続して行う業務のいずれかの要件に該当するものと認められなければならない。

イ 請求人の申述によれば、請求人の業務内容は、朝、倉庫において、予め配

送先の店舗ごとにカートに乗せられた商品を手作業にてトラックに積み込み、12から17の店舗に冷凍食品を配送する、というものであり、特に、配送先において建物にエレベーターがない店舗では、階段を約30kgの荷物を持って、何度も、場合によっては20数回往復しなければならないものとされている。

この点、改めて一件記録を精査するも、確かに、請求人が従事していた配送業務のうち、上記作業等が腰部に一定程度の負荷がかかるものであることは否定し得ないところ、当該業務はトラックの停車時に行うものであり、中腰で取り扱う動作が発生するのは納品物を持ち上げるときと降ろすときであることからすると、当審査会としても、同業務は、決定書理由に説示のとおり、上記アの認定基準の①「おおむね20kg程度以上の重量物又は軽重不同の物を繰り返し中腰で取り扱う業務」に該当するものとは認められない。

ウ このほか、請求人の業務は、上記アの②ないし④のいずれの要件にも該当しないことから、当審査会としても、請求人に発症した腰痛は、認定基準に定める「腰部に過度の負担のかかる業務」によるものとは認められないと判断する。

(3) 本件における医学的見解をみると、E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「約〇年〇カ月という短期間で非分離性の腰椎すべり症を発症していることから、純粹な変性所見のみでは説明がつかない。長期にわたる腰部に対する負担に基づくものと考え。特に筋骨格系の既往もなく、変性変化とも考えにくい。以上のことから、労働の負担による要素は大きいと判断する。」と述べているところ、請求人に発症した腰椎すべり症について、F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「平成〇年〇月時点における腰椎画像所見では特記すべき所見は認められない。」、「平成〇年〇月の腰椎X-P側面画像ではL4/5に於いて不安定性腰椎を思わせる所見が認められ、腰痛の責任病変をうかがわせるものかなと推測された。但し、これが、直ちに労務災害に起因されるとは断定できず、身体的条件や加齢、日常生活上の諸動作等の種々条件が加味されての関連結果と考える方が妥当で、業務が主因とは考え難い。」と述べており、G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「主に日常動作（労務を含む）で徐々に進行するものであり、労務とすべり症の関連は明らかではない。」と述べている。

この点、改めて、上記各医師の見解を含む一件記録を精査したが、請求人の業務態様は上記のとおりであるところ、当審査会としても、認定基準に基づく上記（２）の判断を踏まえると、F医師及びG医師の見解は妥当であると思料する。

（４）以上を踏まえると、当審査会としても、請求人の本件傷病は、認定基準の要件を満たしているとはいえず、請求人に発症した本件傷病と業務との間に相当因果関係を認めることはできないものと判断する。

（５）再審査請求代理人は、上記E医師の意見書を根拠として、請求人の腰痛は、請求人の長期にわたる月平均100時間を超える時間外労働を背景に、発症前1か月の間に、腰に負担のかかる過密重量労働によって急速に悪化したものである旨主張するが、当審査会の判断は上記のとおりであり、同主張を採用することはできない。

3 以上のとおりであるので、請求人に発症した本件傷病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。